

第17回議会運営委員会記録

令和6年3月8日

【開催日】 令和6年3月8日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時10分～午後2時40分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一朗
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏	税務課長	大井康司
------	------	------	------

【参考人】

参考人	樋口晋也		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）
- 2 追加議案等の申入れについて
- 3 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について
- 4 議員派遣について
- 5 令和6年第1回（3月）定例会に関する事項について
- 6 全員協議会の開催日時について
- 7 その他

午後1時10分 開会

宮本政志委員長 ただいまから第17回議会運営委員会を開催いたします。まず付議事項の1点目です。陳情書「山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情について」を議題として審査を行います。本日は、参考人として陳情者であります樋口晋也氏の出席を得ております。参考人の樋口晋也氏から本日パソコンを使用する旨の要望がございましたので、これを許可いたします。それでは委員会を代表して、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げますとともに、本日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について参考人の方から説明をしていただいて、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承願います。では、陳情書の内容について参考人から説明を求めます。樋口晋也さん、お願いいたします。

樋口晋也参考人 今日は意見陳述ということで、お忙しい中お時間を頂きましてありがとうございます。このたびの陳情内容の説明をさせていただくに当たって、単純に公務を欠席したということではなくて、山田議員のそもそもの思想的な背景、バックボーンから考えていかなければ、この問題の本質は見えないと考えております。それを陳情書に記すと極めて莫大な量になってしまうので、簡略化して出している関係から、口頭にて説明させていただきますので、よろしくようお願いいたします。公安調査庁、いわゆる公安と呼ばれている国の機関があります。山田伸幸議員は、その公安が破壊活動防止法による調査対象団体に指定している日本共産党所属の議員です。この破壊活動防止法の目的は、団体の活動として、暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補足し、もって公共の安

全の確保に寄与することを目的としてつくられた法律です。山田伸幸議員もこのことは当然承知であり、その上で政党活動を行っていることと捉えることは当然のことです。その山田議員所属の上部組織は日本共産党山口県北南地区委員会であり、そのトップは三藤美智子委員長です。三藤美智子委員長は、日本共産党によりますと、次期衆議院議員選挙、山口1区の日本共産党公認候補予定者とのことです。このような背景の下で事件が起きました。三藤委員長の子分である山田伸幸議員は、昨年市議会で困ってしまい、三藤美智子委員長に泣きつき、助けを求めました。それを受けて、三藤美智子委員長が市議会に乗り込んで要請文が提出された経緯は、議会の皆さんも御承知のとおりです。しかも、その三つの要請内容はむちゃな内容ばかりでした。一つ目は、自分の子分の発言は全部取り消すから対応してほしいと。三藤さんの子分とはいえ、山田さんは市議会議員です。市議団ではなく一議員として、議会運営委員会の結論に納得がいかないのであれば、政策討論会の開催を請求して、全議員と議論を行うべきでしょう。一度でもそのような動きをしたでしょうか。議会運営委員長に「議論しましょう」と、議長に「意見交換しましょう」と言いましたか。ただただ山田議員は、明るいまちに書いてやったぞと1人で喜んでいるのは、議会人として情けなく陰湿な行為だと思っています。二つ目は、政党活動に対して議会の介入をやめろということについてです。一見正しいことを言っているように見えますが、個人の財産権を無視する極めて共産主義的な思想の押しつけのロジックで、日本では通用しません。そんなお粗末な主張です。そして三つ目、特定の個人の市民権を剥奪しろという内容です。これは自分たちにとって都合の悪いものは認めず排除するという、到底民主国家とは思えない人権侵害を行ってきているのです。当時を振り返ってみましょう。三藤さんが、この書類を議会に提出したのが昨年10月25日です。その前日、24日に同様の申入れが、共産党山陽小野田市議会議員団から議長宛てに提出されているのです。にもかかわらず、なぜ三藤委員長は要請文を出してきたのか。それは、市議団が議会に書類を出しても、ポンコツの山田が何を言っても無理だろうなという思いから、三藤委員長が子分の

追加支援のつもりで提出したのではないかと思っています。結局のところ、山田議員は三藤委員長からも頼りにされていない、信用されていないということの証明となりました。このように、山田議員は、共産党の同志にも信用されていないということです。三藤さんは、要請文の中で「党派を超えて議会が一致団結して市執行部と対峙する議会改革の精神はどこに行ってしまったのか」と主張していますが、山田議員は、危険思想の人物であり、同志からも信頼されない情けない人物であることから、議会の一致団結を阻害しているのは、まさしく共産党の山田伸幸議員であるということです。しかし、山田議員にとって親分の言うことは絶対なのでしょう。それ以降、山田議員が執筆する明るいまちには、何と7週連続、市民のプライバシーを無視した誹謗中傷記事や、議長や議会の悪口を垂れ流ししておりました。親分に忠実な山田議員ですが、ただただ恥をさらしている。そのことに気づかないのは、本当に情けないの一言に尽きます。このたびの問題は、公務欠席、居眠り、開き直り、言い訳三昧、誹謗中傷、プライバシーの侵害、虚言癖、人権無視等々多々あるわけですが、問題の本質は、市議会議員として行うべきことをしていないということです。それは議会人として公務を全うしなければならないという基本を理解していないことです。言論の府の一員として、納得いかないことはしっかりと議論によって解決を求めるべきなのに、すぐに明るいまちに書いて、よし書いてやったぞという自己満足で終わっていること。そして、今回のように上部組織に泣きついて応援を頼むという子供のようなやり方です。山田さん。三藤美智子お母さんから、そろそろひとり立ちするときではないでしょうか。山田伸幸よ、恥を知れという思いです。

宮本政志委員長 樋口参考人よろしいですか。冒頭に言いましたように、発言の内容は問題の範囲を超えないようにお願いします。今の発言も含めて、あくまで陳情書の説明に関係することのみの発言をしていただきたいと思いますので、よろしいですか。

樋口晋也参考人 私が見る限りでは、2月16日の議会運営委員会で、少なくとも議題として上がっている陳情書についてではなく、全く別の主張が終始行われていたと認識しております。その陳情については自由に物が言えて、私は関連していると思って言っているんですが、それが駄目だというのは、全く公平性に欠けると思いますし、納得がいかないんですが、どういうことでしょうか。

宮本政志委員長 今回の樋口参考人の御意見に対してですが、私は「問題の範囲を超えないように発言をお願いします」と冒頭に申し上げたので、先ほどのような発言は控えてくださいと言いました。今、樋口参考人は、前回の議会運営委員会のことをおっしゃいました。前回の議運のことを踏まえた上で、今、委員長である私が申し上げた「問題を超えない範囲で発言をお願いします」ということに関しては、聞き入れが難しいということをおっしゃっているんですか。

樋口晋也参考人 受け入れることが難しいのではなくて、前回の2月16日の参考人の意見は全て聞いて最後まで行いました。私も関連があるということで発言をしておりますので、その整合性が取れないです。上級市民と比べて私のような下級市民は発言の機会が奪われるということなのか、平等性が担保されていないんでないかということをおっしゃっています。

宮本政志委員長 前回の議会運営委員会で少し気になる点がございます。私としましては、委員長として会議録を一点確認したい点がございますので、ここで暫時休憩を入れます。

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。先ほど休憩前に、私は会

議録を一部精査したいところがあると申し上げましたが、まだ正式な会議録が出来上がっておりませんので、私の確認したいところは議会運営委員会の委員の方々に確認させていただきました。それによって理解できました。先ほど樋口晋也参考人から、2月16日の下瀬俊夫氏の参考人招致の際の議会運営委員会の委員会運営について御指摘があったと受け止めております。2月16日の参考人招致のときの委員会運営を考えてみますと、参考人の発言の中で陳情書の内容を大きく超えた部分が確かにございました。それに当たっては、私から参考人に注意することもなく、そして一度ではなく、何度か質疑もございました。あくまでも質疑の場であるにもかかわらず、幾つかの議論を認める委員会運営が行われておりました。このことについては、私の委員会運営そのものに対して非常に反省する点がございましたので、ここで謝罪申し上げます。ただ、委員会運営というのは、ルールが何よりも大事でございます。ですから、本日の樋口晋也氏の参考人招致に当たりまして、あくまで前提としては大原則のルールにのっとり、引き続き樋口晋也氏の御意見をお聞きしたいと思っております。ですから冒頭に言いましたとおり、発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑することはできませんと冒頭申し上げましたが、こういったルールも踏まえて、そして、その他の委員会運営に対するルールも踏まえた上で参考人樋口晋也さんの意見陳述を引き続き行いたいと思っておりますが、樋口晋也氏いかがでしょうか。

樋口晋也参考人 今、委員長から2月16日の議会運営委員会の参考人の意見聴取についての運営が適切ではなかったということで、その反省の弁もある中で一定のルールにのりつつの運営に協力をしろというお話だと受け止めました。私は、共産党とは違いますが、誤りは誤りと認める気持ちを持っておりますので、そのルールにのりつつの上で引き続いて陳情書についての説明させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

宮本政志委員長 すみません。暫時休憩に入ります。

午後 1 時 4 5 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。本日の参考人招致、陳情者の御意見を求めておりますが、この中で不穏当と思われる発言があった場合を考慮いたしまして、後日に会議録を精査いたしまして、先ほど言いました不穏当発言に該当するものがあった場合、参考人樋口晋也氏に御相談したいと思いますが、いかがですか。

樋口晋也参考人 そのようにお願いいたします。

宮本政志委員長 御了承ありがとうございます。それでは、先ほど発言を途中で止めました。失礼いたしました。引き続き、樋口晋也氏から陳情書についての説明をお伺いしたいと思います。

樋口晋也参考人 それでは、御指摘いただいたように、陳情書について具体的に御説明させていただきます。陳情書は、御覧いただいておりますように、三つに分かれていますので、それぞれについてまずは説明いたします。最初の段落を読みます。「市議会議員の報酬は公費によって賄われています。その公費は議員が議会人として取組む本会議や委員会、市民懇談会、議会報告会等のいわゆる議会における公務に対する報酬として支払われています。このことから病気やご不幸ごとなどの特別な事由を除き議員にとって公務は全てに優先する義務であると認識しています。」と。これはこの陳情書の前提となる部分です。この記述が合っているのか。そして、ここでいう特別な事由とは何を指すのか。議会として御回答いただきたいと考えております。続いての記述です。「山田伸幸議員は個人の活動として、明るいまちへの誹謗中傷記事の執筆や自身

のブログを更新すること等大変熱心に取り組まれているようです。では公務である議会報告会と、個人的政治活動のセミナーはどちらが優先されるのでしょうか。」これは最初の件と重なることではありますが、山田議員のこのたびの公務欠席について具体的に問うものです。明るいまちは週に1回発行されており、これは一度も欠かされたことがないと聞いております。すなわち、公務よりも優先されているという実態があるということで、公務をサボってでもその他を優先するということは許されるはずがないと考えております。これについても議会として正式な回答を頂きたいと考えております。最後の三つ目を読みます。「山田議員は12月定例会本会議場での採決時に居眠りをして醜態を晒しています。さらに今度は公務を放置して遊びに行くとは言語道断。議会人として最低限の「居眠りをしない」、「公務は最優先で出席する」義務を果たせない者に「一般財源が大事」だとか、「介護保険事業の見直し」を語る資格はありません。このような議員を放置することは、市民による議会への信頼を損なう行為です。よって山田伸幸議員に対して下記3点陳情いたします。」と、厳罰を求める内容となっています。このことは先ほど述べました2点の確認が取れた上での処分を求める陳情書となっております。その陳情内容は、「①厳重な処分、②公務とは何かの勉強会とテストの実施、③議員報酬の一部返納」と書いてありますが、二つ目の公務とは何かの勉強会とテストの実施と記載した理由を御説明します。山田議員の居眠りを見たのは一回だけではありません。幾度となく、議会傍聴のたびと言ってもいいほど居眠りをしている姿を見ました。12月定例会最終日、12月19日でしたか、採決の最中に寝ていて起こされるようなことがありました。これについては議長から異例の注意が議会運営委員会で行われました。そして、3月5日、今週の火曜日、3日前の話です。山田議員の一般質問が午後一番からありました。その後、岡山議員の一般質問が行われたわけですが、山田議員はうとうととしていましたよね。ふざけていませんか。山田議員の一般質問は火曜日でした。明るいまちは、水曜日か木曜日には印刷されると思われれます。原稿作成で夜更かしをしたんでしょうか。だから眠かったのかもしれませんが。

要するに、明るいまちの執筆のために本会議という公務をおざなりにしているということなんです。前回注意を受けた12月19日に採決の最中に居眠りをしている議長から異例の注意を受けた日も、カレンダーをめくってみれば分かりますが、これも火曜日です。原稿を作るので忙しかったんでしょうかね。公務よりも明るいまち、暗いまちになっていっていますが、そういう印象を持ちます。またこの欠席について、山田議員本人は、明るいまちの927号の裏面の下の段に、公務欠席での研修会参加は委員長の許可を取って行ったので問題ないということを記載しております。またもや言い訳です。そのような権限が委員長にあるはずもありません。もしそれが事実だとしたら、委員長の出した許可そのものに問題があるのであって、それは委員長としての問題として取り上げればいいだけであって、山田議員が公務を欠席してよいという理由にはなりません。このことがもし事実だとすれば、その委員長は、「共産党の山田か。面倒やのう。言っても言う事を聞かないし、勝手にすれば。」そういう気持ちで答えたのではないかと推察しています。山田議員のこのような行動は、結果として市民から山陽小野田市議会への信頼を損なう重大な問題で、二度とこのような蛮行を行わせないために勉強会が必要であると考えております。また、テストの必要性について、なぜテストが必要なのか。小学生じゃないんだから。いやいや、小学生と同じなんですよ。本会議でも居眠りする人です。勉強会をやっても居眠りして頭に入っていない可能性がありますから、きちんと小テストを実施して頭に入っているかを確認しないと、彼のこれまでの態度を見れば、誰もが不安になるところだと思います。この勉強会とテストの実施について、どのような結果になったかについては市民に分かりやすいように議論していただいて、議会としての明確な回答を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。加えて参考意見ですが、この勉強会の内容として地方自治法を学んでもらう必要があると思っています。山田議員は、そもそも議会の役割を理解していないからこのようなことが起きています。山田議員から最近よく地方自治法云々との記事とか言葉とかが発せられていますが、彼は地方自治法という格好いい言葉を人

に聞いて使っているだけだろうと思われるからです。地方自治法第96条には、議員が議会人の1人として調査審査を行い、議会が決すべきこと15項目が記載されています。そこには研修会の参加という項目はありません。それらをしっかりと学んでいただく必要があると考えるからです。議会内で議論せず、いつも場外乱闘で、明るいまちを執筆して自己満足で終わる山田議員のやり方では、この市議会に未来はありません。しっかりとした民主主義にのっとった教育を受け、言論の府とは何ぞやということ学び、市民からの信頼を取り戻すきっかけにさせていただきたいとお願い申し上げます。令和3年10月26日、本会議場で高松議長在所信表明に、「本会議、委員会において、精度の高い発言による自由闊達な議論によつての結論のみが正当性を持つものである」とありましたが、山田議員には理解できておりません。勉強会についての要望として、あと一つだけお願いさせていただきますが、山田伸幸議員には、何でもかんでも親分の三藤美智子委員長に泣きつくのではなく、議会内のことは議会内でしっかり議論し、同僚議員の皆さんとしっかりコミュニケーションを取って、妥協点を模索しながら議会人として歩むべきであるということをお教えさせていただきたいと思っております。以上で意見陳述を終わります。

宮本政志委員長 ありがとうございます。以上で陳情書に対する説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。質疑はございますか。

伊場勇委員 陳情事項の①についてお聞きします。厳重な処分ということを書かれてございますが、どのような処分を求めるのか、お考えがあれば教えてください。

樋口晋也参考人 処分については、もちろん気持ちとしては問責決議案であったり、議員辞職勧告決議案であったり、さらには除名というところまで求めたいところではありますが、やはり懲罰については一定のルールがあります。ただ、私は議会については素人なのでよく分からないという

のが正直なところですが。ただ、やはり密室で議長から「いけんよ」と言われるんじゃないかと、公の場、議会人として、議場において「いけんよ」と言われることは最低限、これだけ居眠りをして、居眠りはここには書いておりませんが、全てを含めた中での公務欠席という捉え方を私は陳情者として考えておりますので、そういう公の場での注意は最低でもしていただきたいと思っております。

大井淳一郎委員 今日ありがとうございます。山田議員は、恐らく政務活動費を使ってセミナーに行かれています。これは議員活動の一環だと思っております。議会活動である議会報告会よりもそちらを優先したことを問題視されていると思っております。樋口参考人が陳情書の中に書かれております「公務を放置して遊びに行くことは言語道断。」というところなんですが、「遊びに行く」とはどの辺りをもって書かれたんでしょうか。

樋口晋也参考人 表現方法の一つだというのが結論であります。もう少し補足しますと、政務という一面があることを否定するものではありません。しかし、公務を果たすために政務があると。要するに公務に勝る政務はないと思っております。そういう意味では遊びも政務も同じで、要するに政務を行うから報酬を得ているのではなくて、公務を行うことに対しての報酬であると認識しております。だから、私のような一市民から見れば、公務をほったらかしにしているということは遊びと一緒です。同僚議員からすれば、政務だから遊びというのはかわいそうじゃないかというようなお話があったとすれば、それは別に私が否定すべきものではありません。ただ、一市民から見れば、仕事を放棄して勉強していた。いやいや、勉強する前にまず出るべきところに出るよと。それがあなたの報酬でしょうと。そして選挙に通ったから、その手当もつくんだという考え方で、捉え方の表現の一つという意味です。

宮本政志委員長 政務活動費を使っただけの視察について、先ほど委員長の許可を

得て行ったということが書いてあったとおっしゃいました。これはあくまでも議会報告会という公務を休んで視察に行くことについて委員長に許可をもらったということが書いてあるということですか。委員長の許可という部分が少し分かりにくかったんです。

樋口晋也参考人 山田さんの宣伝になるかもしれないけど、読みます。「議会对応の不思議、またまた樋口氏が処分を求める陳情書、陳情の目的はためにする個人攻撃」。ちょっと日本語はよく分かんないんですけど、山田さんなので仕方ないと思います。「山田議員は1月29日、30日東京で開催された議員研修会に参加するため、所属する民生福祉常任委員長の了解を得て、1月11日の広聴委員会でも確認済みの公務として議員研修会に出席したのです。」。研修会が公務のほうはないんです。正式に議長が公務として承認されたのかよく分からないんですけども、少なくともそういう記述があります。

宮本政志委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終了します。参考人に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただきましたことに対して心から感謝申し上げます。頂きました貴重な御意見等は、今後の本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、休憩に入ります。御協力ありがとうございました。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。付議事項の2点目です。追加議案の申入れについて、担当課から説明をお願いします。

辻村総務部長 このたびの本議会において、税条例の改正について急遽審議いただきたい案件が出ましたので、この場でお諮りさせていただければと思います。担当者から概略を説明させていただきます。

大井税務課長 このたび地方税法の一部を改正する法律が、令和6年2月21日公布、同日施行となったことから所要の改正を行うこととなりました。簡単に内容を御説明します。令和6年1月に発生した能登半島地震における災害では、広範囲において生活の基盤となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日ということで、令和5年分所得税、令和6年度分個人住民税の課税期間に極めて近接しているということ等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年分個人住民税については、その対象となるような特別な措置を講ずるものでございます。

宮本政志委員長 今、説明がございましたが、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局からも別段よろしいですか。

中村議会事務局次長 議案の配付は、今日の議会運営委員会の後を予定しております。続いてもう1件あるようです。

辻村総務部長 もう1点、次は議案の訂正をお願いするものでございます。議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを上程しておりますが、この中で改正すべき内容が1か所漏れていました。これは今回地方自治法の改正に伴った条ずれを修正するものですが、その後1月に入って地方自治法施行令も改正されまして、訂正内容としております損害賠償の一部免責に関する条例の一部改正の中の施行令にも条ずれが発生したということです。こちらを上程したときに我々も気づきませんでしたので、今回この件がありましたので、訂正という形で併せて審議いただきたいということでございます。

宮本政志委員長 執行部からの説明に対して質疑はありますか。

大井淳一郎委員 議案の訂正がありましたが、これは議案の撤回には当たらないということですか。事務局、分かりますか。確認したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 このたびの議案第21号の訂正につきまして、総務部長からお話を伺い、そして、内容について議長とも御相談いたしました。このたびの件につきましては、その議案全体の趣旨が変わる程度のものではなく、修正すべき内容が軽微であることから、議長において訂正で足りるという判断を行っていただき、このたびの訂正請求がされたという流れになっております。

宮本政志委員長 そうしますと、一つ目の追加議案と二つ目の議案の訂正では少し性質が違いますね。一つ目の追加議案の付託先は総務文教常任委員会よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）二つ目の担当課から説明があった議案の訂正に関して、事務局から手続の説明を頂いてよろしいですか。

岡田議会事務局議事係主任 議案の訂正につきましては、議題となる前は議長の御判断により、そして、議題となった後は会議の承認により訂正することとなっております。このたびにつきましては、既に上程されておりますので、日程事項として追加をさせていただきますと、本会議に諮った上で訂正という流れになっております。

宮本政志委員長 よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは付議事項2点目は終わります。ありがとうございました。

（執行部退室）

宮本政志委員長　引き続きまして、付議事項3点目に入ります。山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について、資料2になりますね。こちらに関しては、事務局から説明を受けましょう。それから質疑します。事務局、説明してください。

岡田議会事務局議事係主任　それでは付議事項3、山陽小野田市議会委員会条例の一部改正についての資料について御説明いたします。資料2を御覧ください。本日までの議会運営委員会におきまして、改正案の内容等を議論していただきました。また、委員長から、本件については全議員一致での調整がついているため議員提出議案としての提出を考えておられ、本日皆様にお諮りする旨をあらかじめ伺いましたので、議員提出議案の形式に体裁を整えさせていただきました。資料2は、議案、議案の新旧対照表、議案説明のそれぞれ案となっております。なお、議員提出議案は、全議員一致の調整がついている場合におきましては、委員会に付託されることなく即決するものであることを申し添えまして説明を終了いたします。御審査のほどよろしく願いいたします。

宮本政志委員長　今、説明がございましたけど、内容も含めて質疑はございますか。

伊場勇委員　第8条のことについて、閉会中においては議長は会議に諮らないで委員を選任することができるというところを削除するに当たって、その説明をひとつお願いしたいと思います。

岡田議会事務局議事係主任　現在の委員会条例におきましては、今、伊場委員がおっしゃいましたように、委員の改選がある場合には、会期中においては議長が会議に諮って決定し、そして、閉会中においては議長が会議に諮らないで指名することができるというふうに、会期中であると否とで選任方法を分けております。しかし、現在の標準委員会条例ではこれが改正されておきまして、会期中、閉会中にかかわらず、議長の指名に

よることができる規定とすることができます。このたび委員長から、委員の選任においては、より機動的に対応するために、こういった改正を行うという御提案を頂きましたので、この形を提案させていただいております。

宮本政志委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。これは最終日に議決するというところでよろしいですね。

岡田議会事務局議事係主任 議員提出議案を提出することを御決定いただきました場合、通例によりますと本会議最終日に上程し、即決するという事になっております。

宮本政志委員長 そうしますと、この付議事項3、委員会条例一部改正について、説明ございました件と最終日に議決する件についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは決定いたしました。次に行きます。付議事項4、議員派遣について。これは伊場委員から、総務文教常任委員会の伊場委員長として説明していただいておりますか。

伊場勇委員 この議員派遣については、LABVプロジェクトのAスクエアに派遣するというところでございます。先般の一般会計総務文教分科会の審査では、このAスクエアに入る公共機能を有する部署について、35年間の賃借料の債務負担行為が予算として計上されました。その中で、やはり採決をする前にしっかりと現場を見たいという声が上がりました、執行部と相談した結果、3月22日であれば都合がつくということでした。議長にも相談したところ、一般会計予算決算常任委員会ということは全議員に関わるということでございますので、このたびは議員派遣という形を御提案しているところでございます。

宮本政志委員長 今、伊場委員から説明がありました。事務局、伊場委員から3月22日という日にちが言われておりますが、時間も含めてもう一度

日時を確認したいんですけど、よろしいですか。

岡田議会事務局議事係主任 伊場委員から御説明がありましたように、全議員了承の下で議員派遣を提案されたい旨を伺っております。その後、執行部と調整しまして、3月22日金曜日、時間は午前10時から、場所はAスクエア、そして、派遣の対象となる議員は全議員21名以内と伺っておりますので、その旨を議会運営委員会として御決定いただけたらと存じます。

宮本政志委員長 議員派遣は、3月22日金曜日午前10時から、この内容でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは決定いたします。先ほど追加議案がございましたので議事日程の変更がございます。資料が必要になってきますので、ここで暫時休憩を入れさせていただきます。

午後2時35分 休憩

午後2時37分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。続きまして、付議事項5、令和6年第1回（3月）定例会に関する事項についてですが、追加議案については、先ほど言いましたとおり総務文教常任委員会に付託でございます。内容は議案第43号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。（1）についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして（2）の議事日程の変更について、先ほどの（1）も含めて事務局で説明がございましたらお願いします。

山田議会事務局議事係長 では（1）と（2）を御説明します。まず、（1）の追加議案につきまして、先ほど総務部長からの申入れがあった追加議案1件は、次第書に書いてありますとおり、総務文教常任委員会に付託されるであろうものが1件となります。また、当該議案及び訂正後の議

案第21号は、議会運営委員会終了後、直ちにタブレットにて送付いたします。続きまして、(2)議事日程案の変更について御説明します。これは付議事項2及び付議事項3を踏まえた変更となります。3月12日の議事日程中「付託案件令和5年度関係に対する委員長報告、質疑、討論及び採決」の次に、「議案第21号の訂正について」を、それと、「令和6年度関係議案32件に対する質疑及び委員会付託」の次に「議案1件を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託」、その次に「議員派遣について」を加えております。なお、今回の追加議案に係る委員会、審査日、議決日につきましては、当初議案と同じとなるため、これに係る委員会開催日や最終日の議事日程に変更はありません。また、3月27日の議事日程中「付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決」の次に「議員提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決」を加えております。説明は以上となります。

宮本政志委員長 今の事務局からの説明について(1)、(2)で何か質疑はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは付議事項6、全員協議会の開催日時について説明してください。

山田議会事務局議事係長 議運決定事項の報告のため、3月12日火曜日午前9時30分から全員協議会を開催したいと考えております。

宮本政志委員長 今の説明に質疑はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)続きまして、付議事項7のその他に入りますが、何かありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)改めて申し上げたいことがございます。本日の委員会の発言につきましては、後日、記録をきちんと調査の上で措置していきたいと思っております。また、参考人の発言についても同様に調査した上で、参考人が同意された部分について措置をしていくというところで、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)事務局何かございますか。(うなづく者あり)議長、よろしいですか。(うなづく者あり)それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 4 0 分 散会

令和 6 年（2 0 2 4 年）3 月 8 日

議会運営委員長 宮 本 政 志